

裏面白紙

極秘

公職訴審第一〇四号

昭和二十五年五月二十六日

公職資格訴審審査委員會事務局長

伊

田

祐二郎

内閣総理大臣吉田茂蔵

標記の件左の通り報告する

て日 時 昭和二十五年五月十九日（金）自十三時半至十六時半

出席委員 委員長、秋山、北沢、小林、小島各委員

事 森重千夫等三十九名の件について懇意審査の結果別添の通り「特免する」者一〇三名、「特免しない」者二十六名と決定した。





十一月一日 短期

鄉、軍、分、会、表、

17-Ⅱ

17-Ⅰ

10	9	8	6	5
ニニイハ	ミ五八四	二三四二	ミニニ五	一六ニ七八
小尾 鴻太郎 大二	あい 明四二	野村 克次 明四〇	西岡 義郎 大四	中山 源三郎 三四八合
五百十四 大二	十九、九一 二〇、二、十九	二〇、四、一 二〇、五、三一	四月十四 日	三月廿日 日

特免する

2	1	3	4	5
一五イハ	ニニヤハ	廣瀬 兼義 明三四	今井 正弘 明四一	伊藤 喜一 大三
二〇、二三 大二	ひろせ かねよし ひまつ まさひろ	いとう きよひと まつもと けつよし	いの まさひろ まつもと けつよし	ながくら かじゅうじ ながくら かじゅうじ
二〇、九、三 大二	二〇、二、十三 (大二)	二〇、九、三 大二	二〇、九、三 大二	二〇、九、三 大二

特免する

11	二二七〇三	小尾 敏	あいさとし
12	九二六五	小河原 昭 隆	おがはり しのぶ
13	二三六八五	岡 本 柏 審	おかもと ゆうけい
14	二二八一三	奥 田 弘	おくだ ひろむ
15	二二九〇三	奥野 常 藏	おくの じょうざう
		明 三 三	めいさんさん
		大 五	だいご
		冒 二 音	ぼうにん
		士 二、九、十	しにきゅうじゅう
		二 〇、八、十 五	にじゅう、はちじゅうご
		十九、九、三、三、	じゅうくわく、くわく
		三 重 縣	みえ
		松 鶴 氣 郡	まつづか き ぐん
		吉 田 村	よしだ
		埼 玉 縣	さいたま
		津 金 村	つがね
		山 梨 縣	やまなみ

特免する

20	二六六七三	坂 上 三 治	さかう みさと	大 四
19	二八一〇四	坂 本 竹 次 郎	さかもと たけじろう	
18	二六二七四	坂 本 勝 雄	さかもと かつお	
17	二二八六八	小 謹 常 治 郎	おきん じょうじろう	
16	二二八一三	大 二	だいに	
		小 謹 常 治 郎	おきん じょうじろう	
		明 三 八	めいさんぱ	
		明 三 八	めいさんぱ	
		育 二 四	いくに	
		育 二 四	いくに	
		通 算	つうさん	
		通 算	つうさん	
		六 月 八 日	ろくがつ はち	
		六 月 八 日	ろくがつ はち	
		十 六、四、一	じゅうろく、よん、い	
		十 六、八、三	じゅうろく、はち、さん	
		三 五 十 四 音	さんごじゅうよん	
		三 五 十 四 音	さんごじゅうよん	
		十 六、九、一	じゅうろく、くわく、い	
		十 六、九、一	じゅうろく、くわく、い	
		十 六、九、五	じゅうろく、くわく、ご	
		十 八、九、五	じゅうはく、くわく、ご	
		大 阪 府	おおばふ	
		磯 長 村	いそ ながむら	
		京 都 府	きょうとふ	
		新 神 足 村	しんじんしゆむら	
		下 香 貢 会	げいかく	
		静 国 縣	せいこく	
		沼 津 市	ぬまづ	
		朱 登	すずめ	
		日 野 春 村	ひのはるむら	
		梨 蘿 蔬	りらく	
		井 伊 乎	いのひ	
		大 里 郡	おおさと	
		高 清 郡	こうせい	
		高 清 郡	こうせい	
		特 免 す る	とくめんする	

97-II

97-II

特免する

17-II

30 二三、七一三	29 二八、三九	28 二五、一三七	27 二三、八六	26 二三、八三
鈴木 直正 明三八	鈴木 一郎 <small>昭四二</small>	新谷 眞澄 <small>昭三二</small>	篠原 祐雄 <small>昭四一</small>	進藤 光雄 <small>昭四〇</small>
八日 八月	一日 八月	十五日 二月	十五日 六月	三日 四日
二六、八一 <small>元</small>	二六、三二 <small>元</small>	二六、六一 <small>元</small>	二六、十四 <small>元</small>	十七、四一 十七、七五
育宮村 三重県	富本村 京都府	木本町 三重県	多麻村 山梨県	大泉村 山梨県
				特免する

17-II

25 二八、一四	24 二八、一六	23 二八、一	22 二七、八	21 二三、九〇
滋谷 政治郎 <small>昭三七</small>	芝 高明 <small>昭三三</small>	瀬尾 七郎右衛門 <small>昭三八</small>	佐々木俊 <small>昭四二</small>	佐野 恒藏 <small>昭四五</small>
十四日 三月	六日 二月	十四日 三月	十四日 三月	十五日 一月
二六、八五 <small>元</small>	二六、三一 <small>元</small>	二六、八四 <small>元</small>	二六、五、一 <small>元</small>	二六、五二 <small>元</small>
三河内村 京都府	大庄村 京都府	川上村 京都府	宮城果 栗村	小梨果 萬次村
			特免する	特免する

77-11

40	39	38	37	36
二八二一	二八四〇	二八八〇	二三七〇四	二八六九
田中清次郎 明四四	田村正 明三八	田村重雄 大五五	瀧野松吉 明二五	高屋喜作 明三七
十四日	二月	一月	十四日	三月
二〇六五	二六四一	十四三一	十九九二	二六五一 (古集)
大内学区	京都市	京都府	凌村	三重景 宮前村 胡麻郷村
				京都府
				特免する

77-12

35	34	33	32	31
四三四	二八三三六	三五九五	二八四八五	二三四八
鷹巣仙治 明三四	高岡忠久 明四〇	高橋仁助 明四〇	高田良一 大元	多賀英裕 明二八
十四日	四月	五月	十五日	三月
二〇八五	二六四一	二六七三	二九五三六	二九二三三 十九九五
豊富村	愛知県 井手町	千葉県 高根村	京都府 朱雀中四 堂区	京都府 中郷村 三重県 中郷村
				特免する

50 五五元	49 云五元	48 三里。	47 六三毛	46 毛三三 内用増奉行
序者冒總辭 明三十三	鶴之林藏 明里三	上田一 明辛	内田又二 明四三	昭平 昭和
言首	言首	否首	言首	言首
云八三	云八三	三七七	六三三	西九五
鶴林藏 明里三	鶴林藏 明里三	友片	京都所 御鑄	大阪所 磯長村
		特免する		

## 特免する

45	44	43	42	41
西 東 北 明 主 節 禁 律	天 空 大 明 主 節 禁 律	八 九 十 萬 里	三 九 鳥 谷 正 即	六 五 谷 口 岸 明 主 節
日 照 次 第 本 元	日 照 用 義 大 節	日 照 萬 里	日 照 望 一 即	日 照 岸 明 主 節
謂 日	冒 日	魯 日	曾 日	自 日
士 主 三 福 縣	垂 回 主 八 三	云 之 主 之 三	云 回 主 八 三	云 五 六 四 一
西 福 縣	蘇 樹 新	墳 築 新	中 國 利	京 都 府
		特 免 す		

特免する

60	59	58	57	56
五六三	六三三	三〇	三五	三六
吉川弘 明 金元	吉弘 大一 明徳 昭	海道 明美	山下 利一 明四十	山根 京三 明三人
六日	首	首	冒	音
三七一	三五三	三七八	三七一	三五
奈良縣 新庄町	京都府 紫竹堂	山梨縣 秋山村	三重縣 七葉村	景取縣 井子村
畠歴 食料品 製造業				
上常				
			特免する	

97~II.

97~II.

55	54	53	52	51
六三三	參三六	面三	六番三	三三立
山本 繁一 企七	山本 順 明三十七	山田 男 明里一	鶴原 山内 明美	芳林 良一 明里一
四月	五月	五月	五月	五月
三八五	三八五	三九一	三三一、 五三三	六六三、 八七一
京都府 舞鶴市 畠歴	京都府 舞鶴市 畠歴	福井縣 勝部村	鳥取縣 勝部村	山梨縣 持和村
			特免する	

97~II

70	69	68	67	66
七三三	八五二	六三七	九二〇	二五四六
加藤昌訓 明四四	鹿庭大五 明二九	金子彦吉 明二九	伊藤正 大四	井上嘉彌太 明三三
一年四月 連食分金長	一年二月 金会長	七月 十七日	二年 二十四日	九月 十六日
二十九、八四 十八、六四 十一、十七	二十二、七 十九、八七 三、三、二	十九、七 七、七	二二、七 七、五	十九、八七 十六、四 一、九
宇蘇郡連合金會	葛木富田村 小原村	堵玉縣 長崎縣	鹿町村 北山村	静岡縣 道後分會
				愛媛縣
				松山市
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市
				新潟縣
				長崎縣
				吉野村
				今治市
				愛媛縣
				北緯道
				空知郡
				函館市

97 ~ II

80 三四九六	79 二五〇八四	78 一六二〇九	77 二五五三三	76 二三六八九
中岡 東京 明四四 學ぶ	中尾 なかを 明三九 武左右 たけをう	中野重鈴 なかのしげと 明四一	仲島千秋 なかしまちあき 大六	中込嘉四郎 なかごめかしやう 明三四
計 第 監督 會長 八月三日 行 六、四、五 九、六、八、十 六、四、一、 八、九、五 八、十、一	五月 二年	九月 二年	二年	十月 十三日
南 事 小 村 長崎縣	神原村 さかわら 三重縣	町伊豆長岡 まちいづながおか 静岡縣 しづおか	愛媛縣 えひめ 松前町 まきまち	山梨縣 やまなみ 落居村 おちい
		特免		

97 ~ II

75 二七〇三三	74 二二八七四	73 二一九〇二	72 ニセハ七〇	71 二四〇〇五
永井重治 大八治 明三五	水口勝之 明三九	町屋精 明三九	工藤豊太郎 明三四	鎌代教言 明三七
三年 四月 二十七、八四	三月三晉 糸翼壯闘 長 十七、一、十七 四、三、十七	九月 （虎昌） 十三、五、四	二年 四月 二十六、四一 二、八、一	十月 十九、六、一 二十三、三
新潟縣 阿賀浦濱 縣	新潟縣 同糸翼壯闘 長 千塚大富 組答村分食	青森縣 浦野館村	北海道 厚田村	神奈川縣 高柳屋村
		特免した る		

97～II

90 一五四三四	89 一六二一三	88 二五〇八〇	87 六六二六	86 二三〇四八
太田 <small>おおた</small> 明三六	大村 <small>おおむら</small> 明四一	奥山安藏 <small>おくやまやすざう</small> 明三五	岡田 <small>おかだ</small> 明四五	岡部彌平 <small>おかべ やへい</small> 明二九
十一月 欠員中	二月 一年	七月 一年	八月 一年	十月 十四日
十三、七 金長代理	十六、六 十五、四	十五、一 十六、八	十九、四十九 元々	十九、九、一 二十九、十五
中川根村 <small>なかがねのむら</small>	静岡縣 <small>しづかぎょうけん</small>	三重縣 <small>みえけん</small>	群馬縣 <small>ぐんまけん</small>	調査表 <small>しらべひょう</small> — <small>郷軍事項記載</small> 署下 <small>しょげ</small> 公吏 <small>こうり</small> 陸軍大尉 <small>りくぐんたいえい</small>
		特免 <small>とくめん</small> しない		

97～II

85 二三五〇一	84 一五四〇〇	83 二九五二七	82 二二八六六	81 二三二三五
野々 <small>のの</small> 三郎 <small>さぶろう</small> 明四二	子上孝吉 <small>こじょう こうきち</small> 明四五	那須雄 <small>なす たけし</small> 明四十	中澤聰 <small>なかざわ きよし</small> 明四〇	神翠正夫 <small>かみどり まさお</small> 明四一
二年	二年	一年	一年	一年
十六、三、一	十八、四、一 十六、六、一	十八、二、一 十九、七、二九	十九、三、八	十五、五、三
西藤原村 <small>にしふじはらむら</small>	三重縣 <small>みえけん</small> 原里村 <small>はらさとむら</small>	靜岡縣 <small>しづかぎょうけん</small> 美幌町 <small>みほらちょう</small>	山梨縣 <small>やまなしけん</small> 登美村 <small>とみむら</small>	山梨縣 <small>やまなしけん</small> 小笠原村 <small>おがさわらむら</small>
		北海道 <small>ほっかいどう</small>		
		特免 <small>とくめん</small> しない		

97-II

100	99	98	97	96
三八五二	三九九八	六一七八	五四〇	三四四七
佐藤直好 明三五	佐藤長之助 明三九	嵯野源三 明三九	佐木鉄遠 明三五	櫻井友吉 明三五
九月	八月	一年	二年	三年
二〇、四、三 一九、八、一	十九、八、一 十八、十二	二〇、三 十七、四	(二年三月 四月十日 二十五) 八月	二月 十六、六 八
一栗村 宮城県 高清水町	宮城県 大崎郡 高瀬水町	浦川町 静岡県 川村	處川村 愛媛県 上砂川町	北海道 北海道
				特免しない

97-II

95	94	93	92	91
三二〇八	三八五	三二二四	二七、六七〇	三八八五
櫻井隆敏 明元	樹政雄 明四〇	小澤基之 明三九	大山三藏 明四〇	大山密作 明三六
十七日	十一月	十二年	十三年	十四年
二七、六、一 十六、六、十四	(二年三月 二月二十一) 二月二十一	(二年三月 二月二十一)	十三、四、一 十三、三、二十一	二月 十六、四、六
忍野村 山梨県 岩出山町	岩出山町 山梨県	柏村 山梨県	宍宿村 山梨県	長崎県 中津良村
				特免しない

## 97-II

110	109	108	107	106
五三六三	五三九	三八五	二七四五	五八三
四、宮 明四三 草	篠原、都夫 明四一 君	篠原、博夫 明四一 昇	柴田 明四一 昇	芹澤高使 明四二 使
二年 十九、六	一年 十八、四	一年 十九、二	七月 十九、一	十月 十八、五
二月 十九、六	十月 十九、二	一年 十七、四	十一月 十九、二	二月 十九、五
広幡村 静岡県	妻鳥村 愛媛県	上手村 山梨県	市来知 北海道	群島村 静岡県
			分合	
				特免しない

## 97-II

105	104	103	102	101
五三五	三六九	二八九	二七八	二七五七
瀬川年夫 明三言	澤田進 明四一	佐藤善兵衛 明三文	佐藤豊雄 明三一	佐藤威 明三文
二年 十四、九	二年 十二、七	一年 十一月	三年 十六、八	二年 十六、十
二月 十九、二	二月 十一、四	一年 十一月	二月 二、八	二年 十五、三
二年 十九、九	二年 十一、二	三年 十六、八	二年 十六、七	二年 十五、七
内浦村 静岡県	美里村 群馬県	生出村 宮城県	富岡村 宮城県	栗駒村 宮城県
			特免しない	

97-II

120	119	118	117	116
二七四四九	一五二八八	一五六一〇	一五六一〇	一五二四八
高田喜太郎 明三五	鈴木彌一郎 明三三	須永覺 明三八	角野重雄 明三四	杉山豊 明三九
四年 三月	三年 三月	二年 二月	一年 一月	十四年 十月
二〇、八 十七、四	十八三 十九、六	(二〇、三、四) (五月三日 六、三、九月 四)	十六九 十七、十	十五、十 八
連合会 北空知道	篠原 静岡県 村	安女村 群馬県	大間町 群馬県	大仁町 静岡県

特免しない

97-II

115	114	113	112	111
二七五七八	二八〇一五	二七九九九	二七八七	三六九四
菅原廣 明四三	菅原圓次郎 明四二	相馬高 明四四	庄山清松 明三三	塙澤信昌 明三四
三年 三月	九年 十月	一年 十一月	一年 二月	十九日 十月
二六、七 十三、四	十九、七 十八三三	二八九 十八九	二六、八 十九、六	(二二、七 二二、八) 言七、一 音三、五 音三、五 音三、五 音三、五
富野村 宮城県	岩崎町 宮城県	津久毛村 宮城県	波瀬村 三重県	山梨県 宮原外 村組合会

特免しない

120	129	128	127	126
二三	二八	五七	六四	二六八
田中猿太郎 明四一	田村定吉 明三七	友田甚五郎 明三九	富田甚五郎 明四三	登田穂 明四三
一年	二年	四年	二年	二月
五、三 五、四一、	五、三 五、三	五、八 五、三	五、四 五、三	五、二 五、一
群生村 三重県	群馬縣 埼玉縣	群馬縣 天方村	群馬縣 長坂村	福井縣 次浦村
				待免しない

125	124	123	122	121
二三	二一	二〇二	二〇九	二九七
田草川漁 明三三	瀧鼻楠松 明三七	言嶋貞義 明四一	田鳥清一郎 明四二	高木吉兵衛 明三五
四年	三年	四年	二年	二年
五、二 五、三	五、四 五、三	五、四 五、三	五、四 五、六	五、八 五、五
山梨縣 河口村	山梨縣 亞麻村	群馬縣 大源村	群馬縣 夏柳村	福井縣 大坂村
				特免しない

97~II

140	139	138	137	136
六元弘	毛溫五	毛八九〇	毛五三六	六八八九
鶴白平太郎 明四四	甲野福 明三八	梅村昇 大正三	馬越安 明三一	上田久 明三八
吉十月	五年	青五年	八年	七年
玄元一	五、三	三、八	三、七	六、一
御教村	北海道 深川町	樂田利	愛知縣 大山村	愛知縣 井岩村
		戰傷 左眼は義眼 右眼失		

97~II

135	134	133	132	131
三元六	三〇一	三〇三	三〇五	三〇七
上田 明三位正	常見 明四十	塙武八 明三九	丹澤孫吉 明三十六	田中豊 明三五
一年	二年	三年	七月	三年
三三桂	五八	八年	六二	西二
外弓村	山梨縣 笛原村	群馬縣 強戶村	山梨縣 倉田村	山梨縣 篠尾村
組合分會			特免なし	

97-II

150 五〇四六	149 九七四八	148 一六二二	147 一六四〇	146 二八四六
山口藤太郎 明四二	山口新一 明三二	山田耕吉 明三八	八木正作 明三六	渡辺米造 明三九
四年三月 十六、十	五年三月 十五、八	五年三月 十五、四	十月十五 廿五、五	八月十三日 廿六、三
通官算 二十、七	通官算 二十、七	通官算 二十、七	三年育 廿六、十	三年育 廿六、十
種 種 種 種 種	愛媛縣 西貞村	靜岡縣 加茂村	高知府 東八幡村	和歌山縣 中和東村

特免しない

97-II

145 二二七〇六	144 二五二八九	143 二五〇八九	142 二六三八五	141 二六九一五
渡辺一雄 明三九	渡辺懐光 明三九	筋 筋	和田竹二 昭四一	浦地久實 明三四
一年	八月十五日	三年育	三年育	通官算 十四、三、五
十六、三、一	十六、三、三	十四、三、一	十四、三、一	四年十月 二十七、八
山梨縣 風采村	愛媛縣 長島町	三重縣 中和東村	京都都市 中和東村	和歌山縣 四村

特免しない

160	159	158	157	156
三〇六二	二八六三	二八三六	二八三〇	二五〇六
横山 次右衛門 明四一	守中俊二 明三五	守井正三 大三	安田庄助 明三三	山下政吉 明三八
年	年	年十月	八月廿日	年十月
十六、イ 十五、イ	二〇、一 二〇、一	二〇、三 十八、四	十三、三、世 十二、九、一	二〇、八 十八、十
西安居村 福井縣	今金 京都府 繁竹町	雲ケ畠村 京都府	市場村 京都府	阿坂村 三重縣
免しない				

155	154	153	152	151
二二六二	二八六七	二八三六	一四八三九	二八三六九
山根、清 明三六	山本榮雄 明三五	ヤまもとせりお	山川滻治郎 明三八	山口新二 明三九
年九月	年三月	年八月	八月	年九月
十六、一 十四、四	十六、一 十五、四	十六、七 二〇、三	十九、八、五 二〇、四、十五	十九、三 二十、四
京都府 奈良縣 五ヶ谷村	鳥取縣 東郷村	鳥取縣 宇田川村	京都府 大原村	京都府 綾部町
特免しない				

167	三、八四九 再審 八十六回	宮川定徳 山梨県 穂坂村	正徳 昭和二年七月二日 明治三十七年七月二日	池田正徳 昭和二年七月 明治三十八年七月十四日	九一四五 九一四六	兵頭兼行 昭和二年七月 明治三七年十月	九一四二 九一四三	瀧岡大彦 昭和二年七月 明治三四年十月	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年十月	三、三九一 三、三九二	神戸昇次 昭和二年七月 明治三四年十月	前分会長急死後、その残任期間を就任、短期間で何等活動はなかった。
168	一六、〇二	柿沼幸市 明治三八年七月 明治三九年七月	正徳 昭和二年七月 明治三九年七月	池田正徳 昭和二年七月 明治三九年七月	九一四七 九一四八	愛媛県喜多村 昭和二年七月 明治三九年七月	九一四九 九一五〇	愛媛県喜多村 昭和二年七月 明治三九年七月	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三九年七月	一六一 一六二	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三九年七月	前分会長急死後、その残任期間を就任、短期間で何等活動はなかった。
169	一六、一〇九 再審 八十六回	宮川定徳 山梨県 穂坂村	正徳 昭和二年七月二日 明治三十七年七月二日	池田正徳 昭和二年七月 明治三八年七月	九一五一 九一五二	兵頭兼行 昭和二年七月 明治三七年十月	九一五三 九一五四	瀧岡大彦 昭和二年七月 明治三四年十月	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年十月	一六三 一六四	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年十月	前分会長急死後、その残任期間を就任、短期間で何等活動はなかった。
170	一六、一〇九 再審 八十六回	宮川定徳 山梨県 穂坂村	正徳 昭和二年七月二日 明治三十七年七月二日	池田正徳 昭和二年七月 明治三八年七月	九一五五 九一五六	兵頭兼行 昭和二年七月 明治三七年十月	九一五七 九一五八	瀧岡大彦 昭和二年七月 明治三四年十月	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年十月	一六五 一六六	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年七月	前分会長急死後、その残任期間を就任、短期間で何等活動はなかった。
171	一六、一〇九 再審 八十六回	宮川定徳 山梨県 穂坂村	正徳 昭和二年七月二日 明治三十七年七月二日	池田正徳 昭和二年七月 明治三八年七月	九一五九 九一六〇	兵頭兼行 昭和二年七月 明治三七年十月	九一六一 九一六二	瀧岡大彦 昭和二年七月 明治三四年十月	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年十月	一六七 一六八	天沼廣吉 昭和二年七月 明治三八年七月	前分会長急死後、その残任期間を就任、短期間で何等活動はなかった。

一九、六四一	宮原憲治郎	九月	西、五、一	北海道
明二二			五、六、一	美深町

農會長、名譽職  
陸軍上等兵 特免しない

在任比較的短いが、極めて活動的である。  
就任仕事情が特殊なものであり後任分会長説得に紛議を生じたためその通りまとめて役として就任し証あり且老齢(当時五十一歳)もあるので名儀のみで、実質的活動不可能。

一九、六四二	林田勝司	七月	六九、一	埼玉縣
明三九			五、四、一	武里村

農業  
陸軍軍曹 特免する

一九、六四三	西田保治	七月	二月	二月
明四四		二十五日	二十三日	二月

特免する

一九、六四四	西、三八五	七月	二月	二月
西、七四三	大崎茂樹	七月	二月	二月

農業  
寝屋川町分会副長  
特免する

知事  
二三、九、一九和歌山縣教育委員會で候補者楠本田一郎の推薦届に署名捺印  
し起訴され第三審某日確定標刑務所に於て受刑昭二四、九、一返释放  
そして副長としての在職期間は七月であつた。然るに本人は昭和二四、八寝屋川町南地区農地委員会委員候補予定者として資格審査申請の際調査表は分会長と誤記をして提出した。それは調査表提出のとき期日が切迫したので本人の原稿により妻に代筆させ  
自己は急用で外出した處、副長を分会長と誤記をして提出したものである。  
本人は副長としても分会の仕事には殆んど從事しなかつた。

一九、六四五	西田保治	七月	二月	二月
西、七四三	大崎茂樹	七月	二月	二月

農業  
寝屋川町分会副長  
特免する

特別な活動はなく會務は他の役員が處理した

在任比較的短いが、極めて活動的である。

## 右翼関係(一)

四、〇六六 参原 錢 樹 赤誠會中連村監長(佐賀)  
明 三十二

(1) 指揮所 延長は誤りで  
赤誠公武町監長が正しく  
(2) 知事より意見書あり 特免しない

理由 (1) 親睦會が改称されて式庭町監長となつたが内容は全く從未と変わらなかった。  
(2) 蟹自体で親睦會、講演會等を開催することは一回となり。

二、一〇七二 宮 蔵 英太郎 未談會監理員  
明 三十

特免しない

理由 (1) 全支那の幹部となつたことなし  
(2) 丙軍入党以来二回大會にお席したのみでその外には別に任務を與えられたことを有つた  
(3) 有効な会員ではない  
(4) 十八年八月懇親會した。

二、一〇四七 小澤 桓 章 赤誠會北海道  
大 五 留萌支那部長

特免しない

二、一〇一  
一八～一九

田 渊 巍 未談會兵庫県相模支那部  
明 二十七 準備委員

許入

特免しない

理由

(1) 準備委員ではなかつた。  
(2) 入会后二ヶ月位で除名處分に附された。

二、一〇四八 高木 恵太郎 赤誠會靜岡県沼津支那部  
明 二十八

特免しない

理由

(1) 肺浸潤に罹れ殆んど病床にあり支那部長は名儀のみで積極的活動は勿論会合等出席したことはない。  
(2) 入会後二ヶ月位で除名された。

二、一〇三三 谷 村 柳 一 赤誠會岡山県久米支那部長  
明 四十二

特免しない

理由

(1) 農村の支那部長たりし奉活動もなく才半ヶ月又前後五箇月免され更長十八年首  
金会より除名された。

クニスロニニ	田村甚藏 <small>(たむらじんざう)</small>	東方会札幌支部長 <small>(トウカイザハラブシブザン)</small>	市會議員、達林業 <small>(チムイギンイエン)</small>
明三十五		東方会員 <small>(トウカイイエン)</small>	十六、十二

理由 (1) 中野總裁末礼を機会に十六、廿四日支部を結成したが組織運動に対し意見を異にし全月廿七日辞任を申出で後任が決定されないためそのままになつていたが今年十二月脱会するなり妻の実家の釧路市に仮寓して名実共に東方会を脱会した。

理由并び 実質的伴侶ぬ形式的主任であつた。

クハニニ九	大閑清一 <small>(おせきせいち)</small>	赤誠会新潟県 <small>(セイジンカシンガキョウ)</small>	特免しない
明十四	中蒲原支部長		

理由 蔡務節長である私の家を連絡事務所にしたうえ本部から之の通信も私の所へ来て關係上何時も常に外部から支部長のよう見られたと思ふ。

クニスロニ四	石崎大吾 <small>(いさきだいご)</small>	東方会新潟県 <small>(トウカイシンガキョウ)</small>	農
明三十五	中蒲原郡支部長	全農執行委員 <small>(ゼンノウシキヨウイイエン)</small>	特免しない

理由 入会期間は僅か一年であり、單に雑誌「東大陸」の購讀もしたのみで實質的活動は全然しなかつた。

併び (1) 本部よりの連絡は全くになされた。  
 (2) 中野正剛を講師として時局講演会開催した。  
 奥会、役員会を夫々二、三回開催した。

クニスロニ二	的場茂 <small>(まとばしげる)</small>	東方会 東京都 <small>(トウカイ とうきゆ)</small>	製造業
明三十六	豊島支部長	区會議員 <small>(クイイギンイエン)</small>	特免しない

理由 (1) 友人の勧めに依り入会したが短期間支部長ともなり又各種の選舉にも利用した。  
 (2) 本部の運動方針又は計画等につきは何等參與せず、單に本部より送付を受けた印刷物を他に配布したのみである。

理由	東方會兵庫県農合 支部長	計理士 東方會普通會員 (十五人)
	東方會兵庫県農合 支部長	計理士 東方會普通會員 (十五人)

理由	大日本青年会及公 益事業團 本誠會奈良支部の 中心人物	特免しない 特免する
	大日本青年会及公 益事業團 本誠會奈良支部の 中心人物	特免しない 特免する

17 ~ 18

13

17 ~ 18

13

27 ~ 28

14

実際は食糧増  
産本員にすこ  
うるわしく

15

理由

理由	田 理 年長と理由に会会長に就任せしめられた。 結果不明 (一四二九廿八) 分会長在任
	結果不明 特免する

理由	山 田 義 人 副支部長 佐伊津分会長
	特免しない

理由	九 〇 六 八 山 田 善 作 明 三十六
	特免する

理由  
(1) 副支部長に推されたが、何う關係せーーことなく只一回座談会出席した。(2) 分会長に推薦されたが、二回農支部役員の講演会と開いたのみであった。  
増産奨励委員の責務を履行したもので政治、思想方面には毫も関与したまゝの  
ではない。  
知事弁明  
(1) 十年喰橋本欣五郎の「青年に送る」の書を讀み感激、平黨員として入  
党、(2) 年四月食糧増産委員と行った。活動状況は食糧増産のみで政治的活動を行ふ事実はない。

16	一、三四九	佐賀 賀 真吉	赤誠會秋田県北秋田支部長 翼社鷹巢町長 約四ヶ月(一九二二)	特免しない
97~102	一、九七八	関 豊 明 四十三	赤誠會長野県松本支部塾長 特免しない	

100	一、九七八	大庭 八重子	赤誠會長野県松本支部塾長 特免しない	
101	一、九七八	山 明 三十九	赤誠會荒川支部 荒川八紘塾長 特免しない	

20	一、八一四〇	理由 木村より私に對し塾長等の許可証なく優秀な塾長としての人材を不れて そうち赤誠會が解散となつた。 たゞ總務に用意して自己の主張の完成を計つた。	二九	理由 木誠會に入会したが私の思想と全く反対であることに気が付く只管自分の開設し た新潟県北蒲原郡
21	一、八一四〇	理由 木誠會新潟県北蒲原郡 塾長(元郡文部長) 特免した	三十	理由 名目のみであり、實際の遂行は長谷川政一郎君がやつてした。

21	一四、文八入 館野 貢 <small>佐々木 貢</small>	赤誠會新木果前橋支幹 副支幹長	特免しない
----	-------------------------------------	--------------------	-------

22	一七、二五三 田村 達三郎 <small>たむら だつざぶろう</small>	赤誠會新潟果北衛原幹 水原壁長	特免しない
----	--	--------------------	-------

23	一七、二二〇 関 友次郎 <small>せき ゆうじろう</small>	赤誠會石川県石川郡友部長 是枝弘任所長 <small>いえだ こうにんしょじょう</small>	特免しない
----	---	--	-------

24	一八、一三 田村 弘志 <small>たむら こうじ</small>	赤誠會神奈川縣横浜市 中延支幹長 <small>ちゆうのぶしじんじょう</small>	特免しない
----	---------------------------------------	---	-------

25	二四、二八三 田村 弘志 <small>たむら こうじ</small>	赤誠會山梨県東八代支幹長 特免しない	特免しない
----	--	-----------------------	-------

理由  
(1)十五年十月支幹長となり十七年六月脱會、解散  
(2)会員少數で具体的活動なし。

右翼関係二

1 三〇三六五	正村 保確	赤誠会長
明 三九		簇 中會長

特免しない

理由 (1)十五年春、大人である竹内保太氏の薦めで入会した。其の右大陽人日本某町の会員に取扱して来れとの事で承諾一言すと会長の辞令と聞も聞くもうて来た。

(2)講習會に西出席した。

翠井明 (1)竹内から獲取した所、藤井町には分会はない。全人には新聞の既董主依頼しただけでも分会長を依頼した記憶はない。その事である。

(2)今人ほ町内で非常に評判よい。

2 一五六九〇	酒巻 萬七郎	赤誠会幹事会長兼支部長 及公水樂村介会長
明 四五		赤誠会幹事会長兼支部長 (六八六一)

特免しない

理由 赤誠会幹事会長 (假名玉木部)が輸手に求めたものであり、私は會費は勿論、旅費等の運動は一切行つた。

糸原 一 終戦直前三月間他社人なく、最も多く事務及び分会長として就仕トドガ指導的立場ではなかった。

翠井明 全人の申請理由は事実と認められぬ。

17~27

3 太々五二	佐藤 蕉	赤誠會花壽道個足
明 三六		赤誠會幹事會長

特免しない

理由 名目のみで、或活動には不適任であり無力であった。

4 一九七〇八	染野 築尊	赤誠會幹事會長
明 三一		中齊支幹代理

特免しない

理由 全人の名目的な会員であったものと認められるが、當時における行動其他より見て支部长代理であらうとは断定し得ない。

糸井年明 (1)会員ではあつたが会長に就仕した事実なし。  
(2)一方的に支部长代理の辦公が不たが、会員主義思想に喰じ難いがあり引受けがつた。  
(3)支部长の指示は絶対不正確が直接仰つた。

糸井年明 全人の名目的な会員であったものと認められるが、當時における行動其他より見て支部长代理であらうとは断定し得ない。

5 一六八一	小野 唯三郎	津島 明倫会長 許 (X) 発給した。
明 二三		

理由 会員ではあつたが会長に就仕した事実なし。

理由	小 田 建 一 郎 明 三 三	明 倫 久 利 金 夫 常 任 理 事	特 免 し な い
理由	再 謂 ( 甲 ) 九 下 楽 評 明 二 九 八 さ る た し う う	明 倫 会 員 天 部 本 部 連 諸 員 明 三 三	明 倫 会 員 天 部 本 部 連 諸 員 明 三 三
理由	四、五、六、七 高 橋 康 藏 あ は し け い ざ う 明 二 二	明 倫 会 員 仙 台 文 部 宮 成 果 常 社 幹 事 明 三 三	明 倫 会 員 仙 台 文 部 宮 成 果 常 社 幹 事 明 三 三
理由	西 山 傳 へ 明 三 〇	明 倫 会 山 梨 果 甲 府 文 部 評 議 員 明 三 〇	明 倫 会 山 梨 果 甲 府 文 部 評 議 員 明 三 〇
理由	二、三、二、三、五 石 田 秋 雄 わ し た あ き お ふ 明 三 二	東 方 会 矢 庫 保 洋 本 支 部 長 明 三 一	東 方 会 矢 庫 保 洋 本 支 部 長 明 三 一
理由	二、五、七、一 萩 原 貴 光 あ き わ り き 一 〇 明 三 一	東 方 会 東 京 部 豊 島 文 部 幹 事 長 そ う じ も ぶ か い し な う	東 方 会 東 京 部 豊 島 文 部 幹 事 長 そ う じ も ぶ か い し な う
理由	当 時 の 萩 文 部 長 お り 名 目 上 の 顧 問 に 推 さ れ 文 部 長 代 理 も 正 式 母 令 で は な く ま す 個 人 か り ロ 頭 依 賴 が れ た も の で あ り 代 理 と 一 て 何 等 活 動 し こ い な い。	特 免 し な い	特 免 し な い
審 批 明			

役員に就任し至り なく実際活動せず なかつた。	12 川口 美利 田谷支部訓練部長 明四十 特免しない
-------------------------------	---

理由 (1) 十四年に慶田茂氏の勧誘に依り入党し、其の后支部を設置するから (2) 役員になつてほしくてめうれたが同辞した。 本部及山口谷における会合に數回出席したが發言はしなかつた。	13 一三七八二 サ上 常吉 明三十三 特免する
---	--------------------------------------

理由 調査

役員ではなかつた。

理由 六四三六 サ上 政雄 明二十四 特免しな	14 東方会福岡市支部 幹事 玄洋社評議員 特免しな
-------------------------------------	--

97 ~ 17

97 ~ 17

理由 (1) 東方会関係 ① 五円会費納入者は支部幹事に幹事と云ふ名譽稱を贈る が正しく幹事にはなつた。 ② 謝意林賞、選舉等には党より非推薦で立候補した。	15 五七八 石橋 正作 明三十一 東方会福岡市 支部幹事 特免しな
--	--

理由 市改の運営に当り東方会の議員として行動を失はせた以外に想的 には何等行動を失はしたことなく唯支部が独断的に名譽稱を贈る が過ぎない。	15 五七八 石橋 正作 明三十一 東方会福岡市 支部幹事 特免しな
--	--

16	ニニ、六五二	田中義男	になかよしひろ 明三十一	東方会京都支部長 金口農民組合京都支部長 全口大根愛京都支部長
----	--------	------	-----------------	---------------------------------------

17	ニニ、ロ七八	永山勇吉	ながやまゆうきち 明三十一	東方会京都支部 聯合会支長
----	--------	------	------------------	------------------

理由	専制的本部と意見対立し、十六年六月頃統制不服従として本部より除名された。其の后本部より除名を取り消されながら除名以未支部長の地位を退いた。
弁明	(1) 文化団体としての幹事長部を結成した。 (2) 中野正剛の講演会の準備と刊行物を既布した程度にすぎなかつた。

97~IV

理由	実質的には一回だけ講演会開催の準備と刊行物の配布、経費の微収以外には何等の事業も行動もしてない。
弁明	明倫会山梨支部幹事長

97~IV

理由	明倫会山梨支部幹事長
弁明	特免しない

97~IV

理由	(1) 幹事長には就任しなかつた。 (2) 田中義長の申請書に幹事長代理として私の代名を使つたことからあつた。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	(1) 幹事長の他の役員が応召後幹事長山田勝治部から依頼を受け名簿や録を一時預けたが誤解を招きその保管を断り支部長室へ運んだ。 (2) 朝文にあった指高課の小倉巡査部長から「全会の様な有名無実の会は解散してほしい」との話を受け病床の支部長に話したところ、手續を調べて処理してほしいとの事で幹事長代理として解散届を出したものである。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命されたこともなく実質的活動はない。
弁明	特免しない

97~IV

理由	幹事長に任命

分会長その他の  
要職にはなく、宣  
傳活動もさうしたう

一五、三五九

土屋平壹  
明四十

赤誠会熱海支部の  
要職に在った。

特免する

理由 (1) 今会員小支部訓練部長 山田政雄氏と西島正氏の兩氏が  
私の處へ来たり、下多賀選区圓は会員を募る集するから会員が出来  
未だら分会長にかろくしないかと依頼された。  
(2) 其の下一人も会員が出来なかつたので私は分会長にも会員にもならず  
に終つた。

知事登候

本人の中立、記録、その活動状況からその申請理由は相当信頼  
してもよしと認められるが、本人が分会長でなく活動も全然しなかつて  
どう物的証據はない。

97-20-17  
97-20-17

一五、六八七

綿貫三代司  
明三十一

大日本生産党群馬県下  
久保新会(群馬)理申

生産委員(主計)  
久保新会副会長  
(十九)八月

特免しない

21  
一四、〇六六

池田義秋  
明三十一

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

しな

理由  
一四、〇六六

久保新会(群馬)副会長  
勤した二月

大日本生産党  
大阪府泉州支部長

東方会(西一十五)  
生産党(十五、六月)  
十六

五二六二 中村 勇 雄 明三田	大日本生産党 奈良県下中支部長	生産党会員 特免しない (六、六)	
理由 支部設立するに至らず、支部長ではなかつた。	ニレハラ ちしのり 大日本生産党大阪府 衆院支部事務委員長	生産党東阪支部委員長 (一五、八、九、十、一、八) 選舉一新会主幹在特免しない (十六、六、九、十九、二二)	浮標
うちだ まさみ 大日本青年党東京都 芝支部長	議院宣傳運動に於いては活動なき活動家なかつた。		
一三八二 内田 正己 明二八 五、皇國運動同盟理事	三笠鉱業株式会社 監査役 訴(X)	生産党会員 特免しない (十六、六、九、十九、二二)	
理由 人間三毛の青年党員から書かれて支部長に擧げられた。 内閣の反ナキス張りで不滿でしたので断然反対した。			
二、たゞ名を連ねることに同意したが殆んど關係していなし。			
五二六二 前田健二郎 明三八 赤誠會山口県下關支部 欣櫻社一分會長	下關運送株式会社 青木謙長代理 特免しない		



		四、三ニロ	や べ かづえ
①牛 窓十九 二	矢 部 一重	明 三十	一年 十月 二日
西大寺十九 八	其 ハ 十五	牛 窓、西大寺、岡山西	十七 三、廿二 (元 十九、丁、十六)
岡山西十九 六十一	各 支 所 長	(武) 岡 山 県	特 免 す る
牛 窓 " 十七、一 二 十七、六 世	牛 窓 " 十七、一 一 十七、六 世	牛 窓 " 十七、一 一 十七、六 世	牛 窓 " 十七、一 一 十七、六 世

① 西大寺十八、十六、八　瀬戸十八、十六、廿七  
② なし  
③ 敬言部

④ 駆逐勢課長、衛生課勤務十六、六廿一、一十六、三廿四　瀬戸署長大、三廿五、一廿、三、八  
勤労動員署長廿、三、九、一廿、九、四

備考　県の報告は瀬戸支所長(十八、三廿六、一廿、三、六)のみである。

理由　警察察事務に忙殺され、武道大会等は一度も開催したことない。





改組後編期間	四三三一	平田弘武	山口県 金川支所長
④(1)十九二 ト(2)(千四百八十九十五) ハ(3)四年八月九日	かあい かだた 明三十	年 四月吉 (十八四八) 廿八月 ②警部	特免しない かながわ 武岡山県 岡山支所長
四三三五	河合一太	年 四月廿日 (十八三七五) 廿八十五	特免しない かながわ 武岡山県 岡山支所長

改組後編期間	四三一四	金居榮松	岡山東署長 名支所長
①新見十人、瀬戸十八人、西大寺十八人、味野十八人、 ②新見署長(十七、セセナナヒキセ)瀬戸署長(十七、セセナナヒキセ) 西大寺署長(十八、セセナナヒキセ)味野署長(十八、セセナナヒキセ)	かほり えいまつ 胡 三十 年 十月十二日 (十七三三) (十九五四)	年 四月廿日 (十八三七五) 廿八十五	特免する 武岡山県 岡山支所長
四三七五	難波帶刀	年 七月廿日 (十七九、廿三) 武岡山県 岡山支所長	特免する 武岡山県 岡山支所長

改組後編期間	四三一四	金居榮松	岡山東署長 名支所長
①加美十八人、牛窓十九人、紙社十六人、大三十一人、 ②牛窓署長(十七、セセナナヒキセ)、紙社署長(十七、セセナナヒキセ) 牛窓署長(十七、セセナナヒキセ)、紙社署長(十七、セセナナヒキセ)	かほり えいまつ 胡 三十 年 十月十二日 (十七三三) (十九五四)	年 四月廿日 (十八三七五) 廿八十五	特免する 武岡山県 岡山支所長
四三七五	難波帶刀	年 七月廿日 (十七九、廿三) 武岡山県 岡山支所長	特免する 武岡山県 岡山支所長

改組後編期間	四三〇九	南葉常太	岡山支所長
①瀬戸十八人、牛窓十九人、紙社十六人、大三十一人、 ②牛窓署長(十七、セセナナヒキセ)、紙社署長(十七、セセナナヒキセ) 牛窓署長(十七、セセナナヒキセ)、紙社署長(十七、セセナナヒキセ)	まんば つねた 明三十三	年 七月廿日 (十七九、廿三) 武岡山県 岡山支所長	特免する 武岡山県 岡山支所長
四三〇九	南葉常太	年 七月廿日 (十七九、廿三) 武岡山県 岡山支所長	特免する 武岡山県 岡山支所長



短期

97-10

31

30

四九八九

29

四九八七

28

四九八五

27

四九八三

26

四九八一

25

四九八九

24

四九八七

23

四九八五

22

四九八三

21

四九八一

20

四九八九

19

四九八七

18

四九八五

17

四九八三

16

四九八一

15

四九八九

14

四九八七

13

四九八五

12

四九八三

11

四九八一

10

四九八九

9

四九八七

8

四九八五

7

四九八三

6

四九八一

5

四九八九

4

四九八七

3

四九八五

2

四九八三

1

- ① 安城の設置十五十六 ② 特高官 ③ 豊部 燐次(瀬戸署長の時より)  
④ 安城署長(十七年五月、十六、十七、六、三十) 瀬戸署長(十七年一月、十五)

32	四八六四	松本義重	三月	(武) 愛知縣 新城市所長 特免する
	那三十一	(武) 潤之助	二月	瀬戸、安城名古所長 特免しない

の設置十五十六 ② 特高なし ③ 豊部 ④ 新城署長(十九年五月、十六、十七、六、三十) 瀬戸署長(十七年一月、十五)

31	四八三二	近藤慶治	一年	川島義光 明季三 五年 (武) 愛知縣 足助支所長 特免する
	那三十一	(武) 潤之助	二月	瀬戸、安城名古所長 特免しない

- ① 設置十五十六 ② 特高なし ③ 豊部 ④ 新城署長(十九年五月、十六、十七、六、三十) 瀬戸署長(十七年一月、十五)

30	四九八九	川島義光	一年	加地憲一 明季三 一年 (武) 愛知縣 木曾川支所長 特免しない
	那三十一	(武) 潤之助	二月	瀬戸、安城名古所長 特免しない

29	四九八七	加地憲一	一年	木曾川支所長 特免しない
	那三十一	(武) 愛知縣 足助支所長 特免する	一月 廿日	瀬戸、安城名古所長 特免しない

- ① 高岡は分令である ② 富山の役組は十九、八、十二 ③ 特高二年五月  
④ 高岡署長(十八、一、十九、十八、五、五) 富山署長十八、五、不一セ、五、十

28	四九八五	木曾川支所長	一月 廿日	(武) 富山縣 高岡、富山名古所長 特免しない
	那三十一	(武) 愛知縣 足助支所長 特免する	一月 廿日	瀬戸、安城名古所長 特免しない

27	四九八三	木曾川支所長	一月 廿日	(武) 富山縣 高岡、富山名古所長 特免しない
	那三十一	(武) 愛知縣 足助支所長 特免する	一月 廿日	瀬戸、安城名古所長 特免しない

四九九二	水野 一重	三月二十日	(大、四、十五)
四九九三	酒井 金一	三月二十日	(大、四、十五)

四九九三	酒井 金一	三月二十日	(大、四、十五)
三五	白木 篤一	三月二十日	(大、四、十五)

①設置 大田、せ六 ②特高なし ③

④半田署長(十九、四、共、六、七)

③

岡崎、豊橋 各支所長

特免しな

武愛知県

愛知県

特免する

三六	六×八五	竹内 正	三月十六
三七	八一五八	原 明	三月十六

三七	八一五八	原 明	三月十六
三八	六×八五	竹内 正	三月十六

①設置 一宮十五、三、十六 ②持高二年七月十七日 ③

④一宮署長(十八、八、共、九、七) 半田署長(廿、六、八、七、一)

⑤新発田署長(十九、七、一、九、二、十六) 高田署長(廿、五、七、一、共、十一)

参考共、八、立占領軍の占領目的妨害する行為を行なした者による童房衝一年

罰金五、四〇〇円



武德今闕原

		改組後短期	六七八九月	島根県特免する
短 期	今	①人材考査 ②監査 ③監督	明三一三 九日	(武)大社、益田各支所長
三八二五	荒木義近	正六級、西副官長 十五、四、十二 益田、リ、十七、十一、廿一十九、一、世一	大社、益田各支所長	(武)大社、益田各支所長
明四十一 十日	六年 六月	大社、益田各支所長	大社、益田各支所長	島根県特免する
(廿九、六、五)	(武)島根県 浦郷、三成 各支所長	大社、益田各支所長	大社、益田各支所長	島根県特免する

改組について正しく承認され認められ方。  
三月廿日  
改組部  
木次署長十九、六、五一廿、十一  
支部理事 特免する

劍道部長  
三八〇  
佐藤平兵衛  
明治二十二年  
（試）鳥根県  
理事 剣道部長 特免する

			島根県
(1)	川本 正式取扱事務所 川本署長 十二、一、一 安来 十九、四、五—廿九、二	伊豆ノ島 内務省 明治十四年四月一日 安来 (イシノマツ)	武
(2)	川本 安来 各支所長 十九	島根 内務省 明治十四年四月一日 安来 (イシノマツ)	島根県
(3)		島根 内務省 明治十四年四月一日 安来 (イシノマツ)	
(4)		島根 内務省 明治十四年四月一日 安来 (イシノマツ)	





30	29	28	27	26
二二六 金 国 志 明四工 二月 半	二七四六 金 国 志 明三十一 二月 半	二九八六 金 国 志 明三十 二月 半	二七七一 金 国 志 明三十五 二月 半	二三七三 金 国 志 明三十七 二月 半
① 本牧 十一、廿一 ④ 本牧 番長十八、三、廿一 ——廿一、三、十七	① 本牧 十一、廿一 ④ 本牧 番長十九、三、廿一 ——廿一、三、十七			
97~IV	97~IV	97~IV	97~IV	97~IV
二二六 金 国 志 明四工 二月 半	二九八六 金 国 志 明三十 二月 半	二九八六 金 国 志 明三十 二月 半	二七七一 金 国 志 明三十五 二月 半	二三七三 金 国 志 明三十七 二月 半
① 案代 十八、十一、三 ④ 案代 町三、セナベセハ——廿一、工一程				

		① 飯田の飯田支、キ、四 長野丈、三・廿三
		② 特高(一年六月)
		③ 長野一香長(十八、三、世一セヒ、十六)
		④ 飯田署長(十六、三、十二セヒ、六)
ト 四 九 山 和 夫	まる やま かず お	
即 三十 三 年	(土 地 人 口)	
	(武) 長 野 幹 部 署 福 島 短 坂 名 支 所 長	
	特 免 し ば	

91-15	33	④ 田田の改組丈、十二、五 総理、署長(セイハセイ一十九、十、セ六) 福島署長(セイセイ一セイセイ三)
二七。五	上條、武藏 明三十五	② 特高四、年七、四月 福島署長(セイセイ一セイセイ三)
二年	三月八日	③ 警部 福島署長(セイセイ一セイセイ三)
(セイセイ三)	阿原、長野 富貴ト屋代、名古所長	特高四、年七、四月 福島署長(セイセイ一セイセイ三)

一七三五  
ほそ  
細管復司  
かやふくし  
明三主  
二年  
三月廿六  
(十七、廿七、一  
十五、廿六)  
(武) 長野縣  
伊那支所長  
特免しな

の諫訪太人、十世、松平太人、十三の特高官也。  
○上諫訪署長（十六、ミナモト、元正）松平署長（十九、ミナモト、一七、テス）  
長野（金子、一七、シキ、一四、二）

短期

36	一六〇四	野口吉次郎	のぐちよじろう	一年
		明三土	（十九ニ古）	五年八月一日

長期に亘り特高警察奉行に  
従事し、(武)石川縣  
第一課課長

特免しない

37	一一三九〇	南明三五	（十九ニ古）	一年
		保	（十九ニ古）	五年八月一日

の支、土、芸 ②特高五年九月  
の支、土、芸 ③農部 ④宇多津署長(十九ニ古一廿六十五)

38	一一九六七	田中青	（十九ニ古）	一年
		明三九	（十九ニ古）	五年八月一日

の十入十、十八の特高一年三月  
の廣坂署長(十九ニ古一廿一廿一廿六十五)  
の松任大、十二萬、木屋井十九四一  
④松任署長(十九ニ古一十九ニ古一廿一廿六十五) 大聖年(十九ニ古一廿一廿六十五)

39	一一五八一	百瀬喜右衛門	（十九ニ古）	一年
		明三十四	（十九ニ古）	四年八月一日

の宇多津大、十二、芸 ②特高なし  
③内務部  
④宇多津署長(十九ニ古一十九ニ古一廿一廿六十五)

40	一一〇六五	村田序	（十九ニ古）	一年
		明三十八	（十九ニ古）	七年八月一日

の玉川大、十二、芸 ②特高なし  
③内務部  
④宇多津署長(十九ニ古一廿一廿六十五)

(訴あり)

97-14  
39

97-15  
38

97-15  
37

97-15  
36